市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に関する支援

給付金

特別定額給付金

対象　令和2年4月27日時点で住民登録のある方
内容　対象者1人につき10万円
（世帯主に一括振り込み）

●総務省コールセンター
☎0120-260020
●高知市特別定額給付金担当
☎855-6105

詳しくは▼

住居確保給付金

対象　離職・廃業や、休業等での収入減少により困窮し、住居を失った（失いそうな）方
内容　賃貸住宅の家賃額相当分の給付金を支給
（原則3カ月間、支給上限額あり）

●高知市生活支援相談センター
（高知市社会福祉協議会）
☎856-5529

詳しくは▼

資金の貸し付け

生活福祉資金①
一時的に資金が必要な方（緊急小口資金）

対象　休業等での収入減少により、緊急かつ一時的に生計維持のための貸付を必要とする世帯
内容　10万円以内
（特定の要件に該当する場合 20万円以内）

●高知市社会福祉協議会　共に生きる課　☎856-5539
●　〃　総務調整課　☎823-9515
詳しくは▶

生活福祉資金②
生活の立て直しが必要な方（総合支援資金）

対象　収入の減少や失業等により困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
内容　2人以上の世帯　月20万円以内（原則3カ月以内）
単身世帯　月15万円以内（　〃　）

※①（緊急小口資金）の受付業務の一部を「四国ろうきん」で行っています。　詳しくは▶

申請手続き

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、郵送による申請や受け取りが可能です。

転出届の申請、戸籍・住民票の取得

●中央窓口センター 記録担当　☎823-9430
詳しくは▶

要介護認定・要支援認定の更新
（有効期間を12カ月延長）

●介護保険課 認定係　☎823-9931
詳しくは▶

老齢者の障害者控除対象者認定書発行

●高齢者支援課　☎823-9441
詳しくは▶

支払いの期限延長・減免

以下の支払いが困難な方には猶予（期限延長）や減免があります。お気軽にご相談ください。

税・料金	相談先	開設日時
市税	●税務管理課　☎823-9418 または ☎823-9420	8時半～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）
国保料・後期高齢者医療保険料	●保険医療課 収納係　☎823-9438	
介護保険料	●介護保険課 資格賦課（ふか）係　☎823-9971	
国民年金保険料	●中央窓口センター 国民年金担当　☎823-9439 ●高知東年金事務所　☎831-4430 ●高知西年金事務所　☎875-1717	
水道料金・下水道使用料	●上下水道局 料金お客さまセンター　☎832-1132	

詳しくは▼

相談窓口

種類	相談先・内容	開設日時
健康相談	新型コロナウイルス感染症の相談専用電話窓口。土・日曜日、祝日も保健師等が対応。 ●新型コロナウイルス健康相談センター ☎823-9300	9時～21時
生活相談	家計や、就労、住まい、家族など多様な課題を抱えた方を支援する相談窓口。 ●高知市生活支援相談センター（市社会福祉協議会） ☎856-5529	8時半～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）
仕事相談（休業・失業）	会社から休業するよう言われたなど、新型コロナウイルス感染症の影響のための特別労働相談窓口。 特別労働相談窓口（高知労働局） ●解雇・雇い止め担当　☎885-6027　ほか	
人権相談	感染された方や、その関係者への誹謗（ひぼう）中傷などでお困りの時は、一人で悩まず、ご相談ください。 ●人権同和・男女共同参画課 人権同和啓発担当 ☎823-9449	
こころの相談	こころの相談を電話で行っています。 ●健康増進課 相談専用電話 ☎823-9114 または ☎823-9115	
DV相談	内閣府による相談窓口です。電話のほか、メールやチャットでも相談できます。 ●DV相談＋ ☎0120-279-889	24時間受付

詳しくは▼